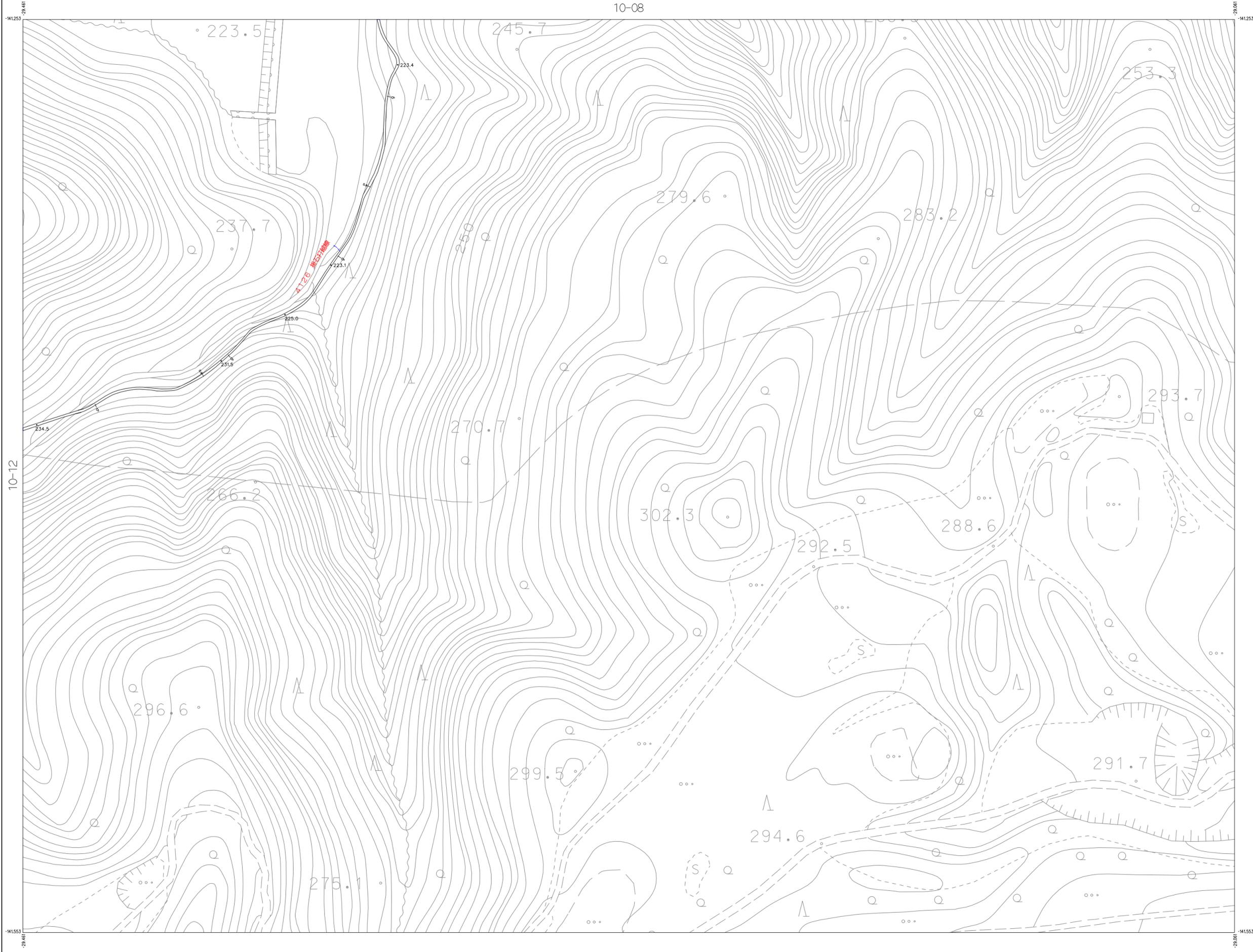


令和五年三月二十日調製



	10-08	10-09
10-12	10-13	
10-17		



記号

△ 37.2	三角点	△ 37.2	三角点
■ 25.62	基準点	△ 25.6	電子基準点
● 42.3	特許測量局	○ 35.6	特許測量局
○ 25.73	市水準点	○ 12.3	標高不明点
○ 15.8	標高不明点	○ 15.8	標高不明点
○ 12.3	標高不明点	○ 15.8	標高不明点
○ 15.8	標高不明点	○ 15.8	標高不明点
○ 15.8	標高不明点	○ 15.8	標高不明点



- 1. 撮影 昭和57年10月
- 1. 測図 昭和58年1月
- 1. 現調 昭和58年3月
- 1. デジ列化 平成31年3月

補正年月日	路線番号
1 平成31年3月31日	デジタル化
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	

補正年月日	路線番号
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	

「この図面は、測量法に基づき作成されたものであり、測量法の改正により、図面の有効期限が満了した場合、この図面は、測量法に基づき作成されたものである。なお、この図面は、測量法に基づき作成されたものである。」

計画機関 四 條 畷 市
作業機関 ア ジ ア 航 測 株 式 会 社